

経営協議会議事要録

1. 日時 平成17年3月15日(火) 13:30～15:55
2. 場所 事務局3階 大会議室
3. 出席者 遠藤(学長・議長)
昆, 三國, 棟方, 神田, 藤田(正), 渡邊, 高橋, 石戸谷, 岡井, 武田,
中村, 安田の各委員
永井監事
欠席者 小田切, 櫛引, 藤田(喜)の各委員
事務局陪席 吉田総務課長, 千葉財務課長, 和田経理課長, 京野契約管理課長

4. 配付資料

- 資料1 弘前大学授業料改定について(学長見解)
- 資料2 平成17年度国立大学法人弘前大学年度計画(案)
- 資料3 平成17年度予算実施計画概算表
- 資料4 平成16事業年度中間決算報告書
- 資料5 学長候補者選考までのスケジュール(案)
- 資料6 国立大学法人弘前大学学長選考規程新旧対照表(案)
- 資料7 国立大学法人弘前大学学長選考規程施行細則新旧対照表(案)
- 資料8 国立大学法人弘前大学学長解任手続規程(案)
- 資料9 学術情報部及び医学部・附属病院事務組織改組

- ◎ 議事に先立ち、学長から前回本協議会以降の本学の動きについて報告があった後、1月18日開催の経営協議会議事要録(案)の確認が行われ、承認された。

5. 審議事項

議題1 授業料について

議長から、資料1に基づき、授業料標準額改定問題の経緯と学内での対応及び授業料標準額改定に対する考え方について説明があった後、授業料標準額改定に対する学長見解として、次のような提案があった。

○本学の授業料の据置きによって生じる教育研究及び管理運営経費の減額分は、本学の管理運営上の節約等の処置では到底吸収し解消することはできず、据え置きによる影響は、後年度にも継続されると予想され、このことにより本学の教育研究の質の維持に重大な支障を来すことが懸念されるため、本学の授業料を文部科学省の示した授業料標準額の値上げ分どおり15,000円値上げし、年額535,800円とする。

引き続き、学長見解に対して次のような意見交換があった。

○私立大学の授業料との格差はどのくらいあるのか。

- 私立大学の平均的な授業料の額は、国立大学の1.6倍になっている。
- 授業料標準額の算定式というものはあるのか。
- 授業料標準額の算定式というのではない。国立大学時代の授業料は、文部科学省の授業料等省令でその額が定められており、各国立大学とも統一されていた。国立大学法人化の際に各大学の授業料は、授業料標準額を基礎に110%を超えない範囲内で各国立大学法人が自由に設定できることになったが、授業料標準額は、財務省と文部科学省との協議の上で決定されている。
- 北東北3大学の学長が、学費値上げは平等な教育機会を狭め、地方と中央の格差をますます拡大させ、地域の活力低下につながると授業料標準額の値上げに反対する声明を出したが、この声明と今回の値上げの見解は結びつかないのではないか。
- 授業料標準額の改定に対する考え方は、見解の中の前段に記載しているとおりである。運営費交付金の算定は、学生の定員に対して授業料の額を掛けた額を自己収入としているため、授業料の額を据え置いた場合、約1億円の差額が出てしまう。その上、1%のシーリングが課されるため、合わせると約1億8千万円の減収になってしまう。この減収分を本学の管理運営上の節約などの見直しにより解消することはできず、後年度に渡ってもその影響が継続されることが予想されることから、本学の教育研究の質の低下を招かないためには値上げはやむを得ないと判断したものである。
- 減収分の補填ということになるのか。
- そのようには考えていない。もともと授業料標準額が据え置かれていれば、運営費交付金に差額は生じなかった。また、シーリングが課せられるために実際には減額されることになる。学生からも値上げした分を教育研究につぎ込んで欲しいという意見があったが、本学としては、学生への教育研究に対しては恒常的に質の向上に努めることにしている。また、授業料標準額の改定が閣議決定された後、北東北3大学の学長がそれぞれの大学の立場から今後に向かって教育研究の質の低下を来さないという内容の声明をさらに発表しているが、これは、いつまでも反対を貫けないと判断したことから出したものである。しかし、学内で心情的に最も反対しているのは学長本人である。なぜなら、国立大学法人化に移行する際の説明と大きく違っているからである。国立大学協会の会議の席でも地方の国立大学の格差や状況を考えると簡単に授業料を値上げすることは賛成できない旨の発言を繰り返してきている立場からいうと心情的には授業料の値上げには反対である。
- 日本の高等教育に対する公的投資が世界的にも少ないことはよく指摘されているところである。そのことをまず議論していかなければならないのではないか。
- この問題は、国立大学協会でもたびたび議論しているが、公的資金の投入は、文部科学省だけではなく、国の財政ということで財務省も関係してくる。今回の授業料の値上げに関しても国立大学協会会長が直接、財務省主計局長らと会って話し合っているところである。
- 学長は心情的に授業料の値上げに反対であるということだが、私も値上げには反

対である。この問題で問うべきは、高等教育に対する国の公的責任の在りようだと思われる。責任を果たしていないのではないかという疑念がある。北東北3大学の学長が、学費値上げは平等な教育機会を狭め、地方と中央の格差をますます拡大させ、地域の活力低下につながると授業料標準額の値上げに反対する声明を出した問題意識は正しいと思う。この考えが根底にあるならば、値上げの選択はあり得なく断固として貫くべきである。ましてや、本県出身者が4割を占め、その半分が授業料免除を受けいている実情は無視できないのではないか。値上げを強行するのは大学の門を狭めることであり、持てる者持たざる者の格差を広げ、社会の二極分化を加速させることにつながるものであり、教育者としてやってはいけないことだと考える。国立大学法人化して1年に満たない段階で早くも学費の値上げをすることは、法人化政策そのものの妥当性を問われるものだと思われる。運営費交付金の抑制、負担転嫁というシナリオは、政府の政策の誤りではないか。国の財政支出を抑えようという、まず赤字減らしありきの姿勢には疑問を感じる。値上げした分、教育環境が改善されるのかは、はなはだ疑問である。また、12月の値上げ通知は唐突であり、概算要求段階ではなかったものである。本来ならばきちんと概算要求した上で、国会審議や国民の議論に供し、値上げの是非を判断すべきものであった。大学の将来像や地域社会の貢献に大きな影響を及ぼす大問題であるにもかかわらず、予算案決定前に駆け込み決定したのは、行き当たりばったりの場当たり行政である。

少なくとも授業料を据え置き、地元でしか学べない学生を入学させ、地域社会に貢献する明日の青森県を担う人材を育ててもらいたいと考える。

- 運営費交付金の算定方法からすると、この問題は単年度だけではなく継続的なものであり、その差額は拡大していくものである。そうなると毎年1億円以上の差額が生じていくことになる。本学の場合、1億円の差額を埋めるためには、外部資金20億円が必要となる。後年度に対してどのような対応をするのかが一番の問題である。
- 弘前大学が毎年20億円の外部資金を獲得しなければやっていけないというのは、ルールそのものが間違っているのではないか。文教政策そのものの根幹に係る問題と思われる。
- それは、国立大学法人個別の問題ではない。授業料の問題以上に大学の財政を揺さぶる問題として大学病院の財政の問題がある。国立大学協会の会議の席でも訴えてきたが、措置してもらえなかったという事実がある。本学は、授業料の改定について決定していない最後の大学であり、何か仕掛けをしてくるのではないかという期待を持たれている。なぜそのような期待を持たれているかというと、法人化後の財政の問題について最も反対が強かったのが本学だからである。しかし、約1万人を擁する本学の財政に学長は責任があり、本学の状況を考えると値上げせざるを得ないと判断したものである。
- 授業料の値上げとは別に、他に収入を上げる方策も考えていかなければならないのではないか。
- 附属病院の場合、病院改善係数ということで、平成17年度以降毎年2億5千万

円ずつ増収を求められている。本学附属病院の場合、伸ばしきったゴムをさらに伸ばすということで、切れる寸前の状態にある。このような状態を文部科学省に理解してもらうために、平成18年度の概算要求の前に文部科学省に対して説明行動を起こしたい。

続いて、議長から、授業料改定に係る学長見解について諮られた結果、値上げはやむを得ないという意見が大勢を占めたことから、本協議会としては学長見解のとおり了承することとしたい旨の発言があり、異議なく了承された。

引き続き、議長から、本件については、本協議会が終了後開催される役員会で最終的に決定したいこと、役員会終了後、報道関係者に授業料改定に係る記者会見を行うこと、授業料改定に伴う学則及び大学院学則の改正を平行して行いたい旨の発言があり、異議なく了承された。

議題2 平成17年度年度計画について

議長から、中期目標・中期計画の中の平成17年度に係る年度計画について諮りたい旨の発言があった後、昆総務担当理事から、資料2に基づき、平成17年度の年度計画のうち、経営に関する部分について説明があった。

引き続き、議長から、平成17年度年度計画について諮られ、審議の結果、最終的には学長の下で取りまとめた上で、役員会に提案することが異議なく了承された。

議題3 平成17年度予算実施計画について

議長から、平成17年度の予算に関しては、前回の本協議会で平成17年度の運営費交付金の内示額を説明し、同時に平成17年度の予算配分方針を了承してもらったところであるが、今回示す予算実施計画概算表は、授業料が値上げされたものとして作成している旨の発言があった後、三國財務担当理事から、資料3に基づき、平成17年度の予算実施計画の概算表について説明があった。

引き続き、議長から、平成17年度予算実施計画概算表の内容について諮られ、審議の結果、今後、各学部からの要求額について精査することから若干の変動が伴うことを含め年度内の役員会で決定することが異議なく了承された。

6. 報告事項

1 平成16事業年度中間決算について

三國財務担当理事から、本中間決算報告書は、平成16年度の本決算を前にトレーニングとして監査法人の指導やチェックを受けながら9月末時点の中間決算の内容を作成したものであるが、資産管理システムの稼働の遅れがあったことから内容の精査や確認のため報告が遅れたこと、また、本日は財務諸表のうち貸借対照表及び損益計算書について報告したい旨の発言があった。

引き続き、高橋財務部長から、資料4に基づき、平成16事業年度の貸借対照表及び損益計算書について説明があった後、内容については、本決算が終了後さらに詳しく内容を分析して報告したい旨の報告があった。

2 国立大学法人弘前大学学長選考規程（案）等について

昆総務担当理事から、資料5から資料8に基づき、学長候補者選考までのスケジュール及び学長候補者選考規程（案）等について報告があった後、各委員の意見を聴取したが、特に意見はなかった。

引き続き、議長から、本件については最終的に役員会で決定する旨の発言があった。

3 管理運営組織の見直しについて

議長から、法人化後の事務組織の見直しについては、昨年10月に第1次見直しを行ったところであるが、法人化後1年を経過するに当たり、管理運営上及び業務上の問題に係る学内の意見を聴取したところ、教職員の意識が、旧国立大学時代とあまり変わっていないことや、附属病院の見直しが徹底していない等の意見が寄せられた旨の発言があった。

引き続き、議長から、資料9に基づき、第2次の事務組織の見直しとして、学術情報部及び医学部の事務組織を本年4月から再編する旨の報告があった。

4 理事の異動について

議長から、三國財務担当理事（兼 事務局長）及び高橋財務部長の異動について、次のような報告があった後、両委員へこれまでのご苦勞に対し謝辞があった。

○三國財務担当理事（兼 事務局長） 平成17年3月31日付け 辞職

後任 中山文夫 国立オリンピック記念青少年センター総務部長

○高橋財務部長 平成17年4月1日付け 名古屋工業大学財務部長へ異動

後任 及川洋輝 東北大学病院経営調整シニアディレクター

7. 次回の会議の開催について

議長から、次回以降の本協議会の開催は、次のとおりとしたい旨の発言があった。

次回 平成17年 4月19日（火）13：30～

次々回 平成17年 5月17日（火）13：30～

以 上